

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐久穂町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.9%
全職員	65.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	対象者なし
本庁課長相当職	対象者なし
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	90.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.3%
31～35年	86.8%
26～30年	93.0%
21～25年	85.1%
16～20年	90.6%
11～15年	95.7%
6～10年	100.3%
1～5年	94.4%

【説明欄】

- ・役職段階別の部局長・次長相当職、課長相当職については女性職員がいない。
- ・全職員の男女の給与の差異が65.9%の理由は、全ての職員数に対して任期の定めのない常勤職員以外の職員数（女）の割合が34.4%と全体の1/3以上を占めているため。
- ・扶養手当について、世帯主の男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は77.9%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。